

令和4事務年度¹ 証券モニタリング基本方針

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、近年の金融商品取引業者等（以下「金商業者等」という。）を取り巻く環境等を踏まえ、令和4事務年度における、金商業者等に対する証券モニタリング²の主な検証事項等について取りまとめた。

なお、検査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と縮小が繰り返し見られていることから、今後の動向を引き続き注視しながら、必要に応じ適切な対応を取っていく。

1. 金商業者等を取り巻く環境等

(1) 金商業者等を取り巻く環境

経済成長の成果を家計に還元し、その安定的な資産形成につなげていくためには、金融商品の組成・販売・管理等の各段階における金商業者等が顧客の最善の利益のために行動するための顧客本位の業務運営の確保を進めていくことが引き続き重要となっている。

また、デジタルライゼーションの進展等に伴い、ビジネス環境が大きく変化する中、他の証券会社や金融機関との業務提携、市場環境や顧客ニーズの変化に則したデジタル化の推進、既存ビジネスの見直し等による持続可能なビジネスモデルの構築に向けた動きが見られる。

さらに、国内外でのサイバー攻撃事案のリスクの高まりを踏まえ、金融機関に対してサイバーセキュリティ対策の強化について注意喚起が発出されるなど、引き続きサイバーセキュリティを含むシステムリスク管理態勢の強化が求められている。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下「AML/CFT」という。）に対する国際的な関心は引き続き高く、FATF 第4次対日相互審査の結果及び第5次対日相互審査を見据え、金商業者等においては、引き続き、継続的顧客管理の実施等の同対策への取組が求められることとなる。

¹ 令和4事務年度は令和4年7月から同5年6月までを指す。

² 本方針において証券モニタリングとは、検査とモニタリングの双方を指している。「検査」とは、金融商品取引法第56条の2等の検査権限に基づくものを指し、「モニタリング」とは、検査以外のものを指す。

(2) 金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更

昨事務年度等において、以下のとおり、金商業者等を取り巻く規制の枠組み等の変更が見られる。

① 銀証ファイアーウォール規制の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」という。）の一部改正により、上場企業等の顧客情報を金融グループ内の銀行と証券会社間において共有する場合の顧客の事前同意や個別通知が原則不要とされるとともに、金商業者等に対しては、一部規制緩和に伴う内部管理の高度化が求められている。

② 投資信託の販売及び乗換え勧誘に係る説明の見直し

自主規制機関が公表した「プリンシプルベースの視点での自主規制の見直しに関する懇談会」の報告書における要望も踏まえ、監督指針の一部改正により、投資信託の販売及び乗換え勧誘上の留意点等について、真に顧客の投資目的や理解度に応じた説明が行われるよう、プリンシプルベースでの見直しが行われ、金商業者等に対しては、顧客の状況に応じた適切な説明が求められている。

③ 金商業者等の買収又は休業等に係る監督上の対応の強化

金商業者等が、買収等により株主構成に重要な変更等が生じた場合や、長期にわたり業務を休止した場合等に、当該事業の実態を踏まえた業務の適切性を把握するために、監督指針の一部改正により、監督上の着眼点の明確化が図られた。金商業者等については、買収等に伴う役員等の構成又は経営方針等の変更が生じた場合においても、事業内容に応じた適切な業務執行体制の整備等が求められている。

(3) 昨事務年度の証券モニタリング等を通じて判明した事項

昨事務年度の証券モニタリング等を通じ、金商業者等の中に、金商業者等を取り巻く環境等の変化を受け、ビジネスモデルや内部管理態勢の変更といった動きが見られた。

① 第一種金融商品取引業者

顧客本位の業務運営の取組状況については、定着の進展が見られる一方、適合性原則を踏まえた内部管理態勢の整備が不十分であり、経済合理性の観点から不適切な投資信託の乗換え勧誘を行っている業者が認められた。また、仕組債の販売においては、真に顧客ニーズを反映したとは認められない販売状況が見られ、その中には、金融商品仲介業者や他の金融機関への業務委託を通じて販売されている事例も認められた。

インターネット取引口座数の多い一部の証券会社においては、自主規制機関

が策定した「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の各項目への準拠状況に一定の進捗が見られるものの、中には不正出金リスクの低減効果が十分ではない状況が見られた。

上記の他、大手証券会社が、相場操縦の一種である違法な安定操作に該当する株式の売買等を行った嫌疑で告発されるなど、法令遵守態勢やガバナンスに課題が認められた。

② 投資運用業者

近年、年金基金等の運用資産規模の大きい国内のアセットオーナーにおいて、未公開株等のオルタナティブ資産への投資を拡大する動きが見られる。オルタナティブ資産を始めとした運用資産に対しては、商品特性に応じた調査を行い、リスクの所在等を把握することが必要である。

こうした中、外部の運用会社が運用するファンドを投資対象として組み入れている投資一任契約や自社が設定したファンド・オブ・ファンズ形式で運用する投資信託において、商品特性に応じた調査を十分に行っていないなど、運用財産の運用・管理を適切に行っていない事例が認められた。

また、投資法人資産運用業者において、親会社等の利害関係者との取引に関し、不動産投資法人よりも親会社等の利益を優先し、不動産鑑定業者の独立性を損なう不適切な働きかけを行う等、投資法人のために忠実に投資運用業を行っていない状況が認められた。

③ 無登録業者

金融商品取引業の登録を受けずに、投資一任契約の締結の媒介や海外集団投資スキーム持分に該当する金融商品の取得勧誘を行っている業者が認められた。

上記の他、合同会社の従業員による当該合同会社の社員権の取得勧誘について、投資者被害の懸念がある事案が認められている。しかしながら、現行制度では、特定の場合を除き、当該取得勧誘行為は、金融商品取引業に該当しないこととなっており、証券監視委の調査権限が及ばず、裁判所への禁止命令等の申立てを行うことができない状況となっている。そのため、金融商品取引業の登録が必要な範囲を拡大するなどの適切な措置を講ずるよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して建議を行った。

2. 業態横断的な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、また、金融庁の「金融行政方針」等も念頭に置きながら、金融庁関連部局等と連携し、業態横断的な検証事項として、以下の項目について検証を行う。

- ① 適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や、顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況

例えば、仕組債のように複雑なリスク構造をもつ商品の販売については、販売対象顧客の設定や顧客説明に関する社内ルールを整備し適切に実施しているか、顧客本位の業務運営に関する原則に基づいた取組方針の内容と販売実態が整合しているか等について検証を行う。

- ② デジタイゼーションの進展等を踏まえたビジネスモデルの変化と、それに対応した内部管理態勢の構築

例えば、非対面営業の拡大、新たな商品やサービスの提供といったビジネスモデルの変化による金商業者等の経営に与える影響や、それらを踏まえた内部管理態勢の構築について検証を行う。

他方で、従来型の対面営業に依存したビジネスモデルが継続されている場合は、その持続可能性など、市場環境や顧客ニーズの変化等が財務面を含む経営に与える影響等についても検証を行う。

- ③ サイバーセキュリティ対策の十分性やデジタイゼーションの進展に伴うシステムリスク管理（外部委託先の管理を含む）の対応状況

- ④ AML/CFTに係る内部管理態勢の定着状況

- ⑤ 内部監査の結果及び自主規制機関の監査等で指摘された事項に係る改善策及び再発防止策の取組状況

上記のほか、金商業者等を取り巻く環境の変化等に応じて機動的にその他の事項の検証についても取り組んでいく。

3. 規模・業態別の主な検証事項

金商業者等を取り巻く環境等を踏まえつつ、金商業者等の規模や業務内容等に応じて、個別の法令違反事項の発生や分別管理の状況等投資者保護上懸念がある先等に対して、以下の事項を中心に検証を行っていく。

(1) 大手証券会社グループ³

仕組債のように複雑なリスク構造を持つ商品の販売勧誘に係る苦情が見られること、米国投資会社の破綻事案でガバナンスやリスク管理に係る課題が明らかとなったこと等を踏まえ、各グループを取り巻く経営環境を念頭に置きつつ、国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢の整備状況、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組状況について検証する。

また、営業店における営業実態を確認する必要がある場合には、機動的に営業

³ 大手証券会社グループ：グローバルに活動する国内証券会社

店に対し、検査を実施する。

3メガバンクグループの証券会社に対しては、上記に加え、関係部署と連携し、銀証ファイアウォール規制の見直しも踏まえた顧客情報管理態勢及び利益相反管理態勢等の整備状況についても検証を行う。

(2) 外国証券会社

グループ戦略の一環としてのバックオフィス業務の海外委託の進展等に対応した内部管理態勢や、システムリスク管理態勢の整備状況等の検証を行う。また、低金利環境が長期間継続する中で、我が国金融機関等向けに提供する金融商品の販売管理態勢の整備状況について検証を行う。

(3) ネット系証券会社

昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりやこれまでの不正アクセス事案を踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、委託手数料無料化の動き、取扱金融商品の増大、金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等のビジネスモデルの変化を踏まえた内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

(4) 準大手証券、地域証券会社（地域銀行系証券会社を含む）

顧客の高齢化や相続による顧客資産の流出、手数料競争の激化やデジタル化の推進による影響などによって経営環境が厳しい中、これまでの検査において、不適切な投資勧誘等、投資者保護の観点から問題のある行為が認められている。また、仕組債販売において、より複雑化した商品の販売や販売勧誘に係る苦情が寄せられていることから、適合性の原則への対応等が図られているかについて検証を行う。

また、地域銀行系証券会社を始め同一金融グループ内の登録金融機関から顧客紹介等を受けて仕組債を販売している証券会社については、銀証連携による販売管理態勢について検証を行う。

さらに、主要株主や経営体制が変更された証券会社について、ビジネスモデルやガバナンスの観点から内部管理態勢が機能しているかについて検証を行う。

(5) 外国為替証拠金取引業者

昨今のサイバー攻撃事案のリスクの高まりやこれまでの不正アクセス事案を踏まえ、サイバーセキュリティ対策を含むシステムリスク管理態勢の整備状況について検証を行う。

また、広告規制違反、販売・勧誘における適正な内部管理態勢の整備状況について検証を行う。

さらに、昨今の為替相場における急激な変動も踏まえ、リスク情報の開示、ストレステストを通じた自己資本への反映状況、取引データの保存・報告態勢の整備状況についても検証を行う。

(6) 投資運用業者

運用の実態把握、運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）、利益相反管理態勢の整備状況等についてリスクベースで検証を行う。

(7) 投資助言・代理業者

顧客に誤解を生じさせる広告手法や、虚偽の説明による勧誘行為などの投資者保護上問題のある行為の有無について検証を行う。

(8) 第二種金融商品取引業者、適格機関投資家等特例業務届出者

高利回りを掲げたファンドや出資対象事業の实在性等に着目し、投資者等から寄せられた情報の分析等を通じたリスクベースの検証を行う。

また、第二種金融商品取引業者による貸付型ファンドの取得勧誘に関しては、貸付先の情報開示やファンドの審査状況等についても検証を行う。

(9) 金融商品仲介業者・その他の証券モニタリング対象先

金融商品仲介業者については、ネット系証券会社等において金融商品仲介業者を活用した対面営業への進出・拡大等が認められることから、投資勧誘等の適正性のほか、所属金融商品取引業者による管理態勢の充分性について検証を行う。

登録金融機関、信用格付業者、証券金融会社、自主規制機関等については、各業態の特性を踏まえてリスクベースで証券モニタリングを実施する。

(10) 無登録業者

無登録業者による投資者被害の拡大を防止するため、裁判所への違反行為の禁止命令等の申立てに係る調査権限を積極的に活用するとともに、無登録業者の名称・代表者名・法令違反行為等の公表、無登録業者との取引に係る注意喚起や投資家へのメッセージの掲載等を含めた情報発信を強化するほか、金融庁関連部局、各財務局等、捜査当局及び消費者庁等との連携を積極的に進めていく。

なお、上記の他、1.(2)に掲げた各種の規制の枠組み等の変更を踏まえた各社の対応状況等についてもあわせて検証を行う。

4. 証券モニタリングの進め方

(1) 検査

証券モニタリングの対象業者数は、延べ約 8,000 者となっており、その規模、業務内容や取扱金融商品は多岐にわたっているほか、中には依然として基本的な法令等遵守、投資者保護の態勢が十分でない業者も存在している。このため、証券モニタリングにおいては、限られた人員等の下で、「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」を踏まえながら、金商業者等のリスク特性に応じた効果的・効率的な証券モニタリングに努め、リスクの所在を早期に把握することが重要となっている。

そのため、証券モニタリングの対象業者について、金融庁関連部局等と連携して、業態、規模だけではなく、ビジネスモデル等を含めた多角的な観点でリスクアセスメントを行い、リスクベースで検査対象先を選定する取組を継続し、以下のような更に詳細な実態を把握する必要がある場合を中心に検査を実施するものとする。

- ① 個別の法令違反事項の発生や業務運営態勢に懸念があり、早期に深度ある検証が必要な状況
- ② リスクの所在が不明確な金融商品を取り扱い、その勧誘実態等の検証が必要な状況
- ③ モニタリングによる情報分析だけでは業務運営等の実態が必ずしも把握できない状況（検査未実施期間が長期化している場合を含む）
- ④ 分別管理が適切に行われていないなど、投資者保護上、重大な問題が懸念される状況

検査においては、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めるほか、個々の金商業者等の特性や検証事項に応じて、デジタルフォレンジックを実施することにより、深度ある検証を行うこととする。

また、単に問題点を指摘し行政処分勧告等を行うにとどまらず、問題の全体像を把握し、問題が発生した原因を究明することにより、実効性のある再発防止策の策定につながるよう取り組んでいく。さらに、問題が顕在化していないものの、業務運営態勢等について改善が必要であると認められた場合には、検査終了通知書等に「留意すべき事項」として記載して、証券監視委の問題意識を検査対象先と共有し、実効性ある内部管理態勢の構築等を促していくこととする。

(2) 関係機関との連携

証券監視委と各財務局等は、それぞれが持つ機能を最大限発揮していくために、

モニタリングや検査の計画策定から、情報共有、意見交換等も含めて緊密に連携していくとともに、必要に応じて合同検査を実施する。

また、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業等を行う暗号資産交換業者や金融サービス仲介業者に対する検査において、証券監視委、金融庁検査部局、各財務局等との間で、情報共有、同時検査の実施等の連携を図っていく。

自主規制機関と引き続き緊密に連携し、タイムリーな情報共有により、検知した内容やその時々の問題意識を随時共有することで、証券モニタリングを効果的・効率的に進めながら、市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図っていく。

5. 検査結果の情報発信・その他の取組

検査を通じて把握した問題点や究明した根本原因等については、必要に応じて、金融庁関連部局等と連携して金商業者等に対してフィードバックを行い、これらの監査関係者及び社外取締役に対しても、検査結果を講評時等において共有する等により、改善に向けた自主的な取組を促す。

また、証券監視委の問題意識等が対外的にも的確に伝わるよう、「証券モニタリング概要・事例集」等により、具体的で分かりやすい情報発信に努めていく。